

5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 支笏湖・定山溪管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

・特別地域に係る取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

| 行為の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|------------------|----|--|
| 1 工作物 (1) 建築物 | 全域 | <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料を使用する場合はこの限りではない。</p> <p>③外壁の色彩 クリーム色、こげ茶色、灰色等の中間色又は自然材料を生かしたものとし、落ち着いた外観とする。</p> <p>④修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか、これが困難な場合には道内産自生種の樹木（以下「地域又は道内産樹木」という。）等により修景緑化を行う。</p> <p>⑤その他 複数以上の建築物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> |
| (2) 道路 | 全域 | <p>①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>③法面は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物を使用するか、これが困難な場合には道内産自生種の植物（以下「地域又は道内産植物」という。）等による緑化を行う。</p> <p>④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |
| (3) 電柱 | 全域 | <p>①電線路は主要道路のうち風致の保護上重要な区間（支笏カルデラ内の支笏湖岸付近、札幌中山峠線の中山峠付近等）及び公園利用上重要な園地、舟遊場、野営場の施設区における既存電線路の新改増設等については、原則として地下埋設とする。</p> |

| | | |
|------------------|----|--|
| | | <p>②電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合、こげ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p> |
| (4) アンテナ送受信用鉄塔 | 全域 | <p>①可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>②原則として公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則としてこげ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p> |
| (5) 河川、治山及び砂防施設等 | 全域 | <p>①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧張りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>②施設設置に当たっては、極力生態系への影響を軽減するよう努める。</p> <p>③斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、原則として地域又は道内産植物により緑化を行う。ただし、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置き換わるような緑化を行う。</p> |
| (6) その他の工作物 | 全域 | 色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。 |
| 2 木竹の伐採 | 全域 | <p>①地域の施業方針にのっとり、今後とも豊かな森林景観が保全されるよう配慮する。</p> <p>②主要な利用拠点及び道路沿線においては、自然林の保全や人工林の複層林化等による風致に配慮した森林施業を実施する。</p> |
| 3 鉱物の採取及び土石の採取 | 全域 | <p>①業として行う大規模な鉱物の掘採及び土石の採取は認めない。</p> <p>②①以外の場合において、採取に当たっては周辺土壌、流域河川及び湖沼へ土砂や有害物質等が流出しないよう十分配慮する。</p> <p>③建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。</p> |
| 4 広告物 | 全域 | <p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。</p> <p>①設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点等に誘導標の設置を認めるが、多数設置される場合は、集合看板とする。</p> <p>ウ 屋根への設置や表示は認めず、壁面表示についても必要最小限とする。</p> <p>②要件</p> <p>ア 色彩は、原則としてこげ茶色に白文字を基調とする。ただし、関係行政機関が設置する案内看板及び解説看板に関して</p> |

| | | |
|-----------|-----|--|
| | | <p>はこの限りではない。</p> <p>イ 原則として自然材料（木材又は石材）を用い、地域の自然と調和するデザインとする。</p> <p>③その他 老朽化等により支障を来すもの、掲示内容が読みづらくなったものについては、撤去又は補修等を指導する。</p> |
| 5 水位水量の増減 | 支笏湖 | <p>支笏湖の水は、明治43年に王子製紙（株）の千歳第1発電所が完成して以来、滝の上の取水堰により、発電、灌漑、養魚等の用水として利用されている。これらの行為については、湖水域の景観保持のため、関係機関と緊密な連携を図る。</p> |

・普通地域に係る取扱方針

| 行為の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 | | | | | | | | | |
|------------------|---------|---|--|---------|--------|-----------|----|-----|---------|----|-----|
| 1 工作物 (1) 建築物 | 定山溪 | <p>前記「特別地域に係る取扱方針」の「建築物」と同様の取扱いとする。</p> <p>①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建ぺい率(%)</th> <th>容積率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域商業地域</td> <td>80</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>60</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(建ぺい率及び容積率は建築基準法による。)</p> <p>②建築物の高さは30 m 以下とする。ただし、既存建築物の高さが30 mを超えているものについては、現状以下とする。</p> <p>③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景保護上の違和感を軽減するよう努める。</p> | | 建ぺい率(%) | 容積率(%) | 市街化区域商業地域 | 80 | 400 | 上記以外の地域 | 60 | 200 |
| | 建ぺい率(%) | 容積率(%) | | | | | | | | | |
| 市街化区域商業地域 | 80 | 400 | | | | | | | | | |
| 上記以外の地域 | 60 | 200 | | | | | | | | | |

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

スキー場事業を除く各事業において、建築物は前記 5、(1)、(ア)、1、(1) 建築物と同様とする。

また、宿舎事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。

イ 支笏湖集団施設地区

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|----------|---|
| 1 宿舎 | 支笏湖の湖畔では最大の収容力を有しており、老朽化した施設も多い。 地区全体の風致保護を考慮し、湖畔において落ち着いた雰囲気を持続しつつ施設の改善及び充実を図る。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側の修景植栽について特に配慮する。 また、温暖化対策等に努めるとともに、有限である温泉資源の利用に当たっては、有効に活用するよう努める。 |
| 2 園地 | 当園地は支笏湖地区を訪れる利用者にとって入口部分にあたる。 集団施設地区計画に基づき、公共の園地、園路、広場、緑地等を整備する。 その際、落ち着いた雰囲気を維持しながら、ビクターセンターと一体的に自然体験学習の場としての利用を促進するよう、周囲の自然環境と一体感のある解説板の設置等、適切な整備に努める。展望地においては展望確保の維持管理に努める。 また、付帯施設に関しては温暖化対策等への対応に努める。 |
| 3 野営場 | 支笏湖南東に位置するモラップ地区内にある環境省の野営場である。水辺利用や自然観察をゆったりと楽しむことができる拠点づくりを進めていくため、さらに適切な維持管理を行う。 なお、野生動物の行動等に影響を及ぼすことがないようにゴミの取扱い等利用者のマナーについても普及啓発をしていく。 |
| 4 駐車場 | 支笏湖周辺で最大規模の駐車場である。 敷地内の緑化及び適切な維持管理を行うとともに、利用者に快適な利用環境を提供するよう努める。 |
| 5 給油施設 | 商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は周辺自然景観との調和に配慮する。 |
| 6 船舶運送施設 | 支笏湖温泉を基地に、遊覧船による湖半周コースを運行し、さらにモーターボートによる遊覧や貸しボートなどの事業を行っている。利用者のニーズに対応し、静穏で原生的な支笏湖のイメージを損なわないよう配慮しつつ、必要な船舶、施設の整備を図り、モーターボート利用の拡充は極力抑える。 建築物の高さは10m以下とする。 |

| | |
|-----------|---|
| 7 給水施設 | 支笏湖の湖畔では最大の収容力を有する宿泊施設をはじめ各利用施設に給水し、施設の充実を図ってきており、今後とも適切な維持管理を図る。 |
| 8 排水施設 | 支笏湖及び千歳川の良好な水質を今後とも維持管理するため、施設の適切な維持管理を行う。 |
| 9 博物展示施設 | 支笏湖を訪れる利用者に対し、主に当地域の自然情報を中心に人文・観光に関する情報を提供するセンターである。関係機関や地域とも協力しながら自然解説及び普及啓発活動の拠点として、サービス向上等ソフト面での対策を強化する。また、温暖化対策等については、積極的に対応する。 |
| 10 動物繁殖施設 | ヒメマスの保護増殖、監視のための施設の適切な維持管理を図る。 |

ウ 単独施設等

| 事業の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|----------|---------|--|
| 1 道路(車道) | 全域 | <p>取扱いについては、前記 5、(1)、(ア)、1、(2) 道路の①～④と同様とする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置き換わり、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。</p> <p>①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は原則としてこげ茶色とする。ただし、地区毎に統一的に定められた色彩がある場合はこの限りではない。その他スノーシェッド、落石防止柵等の工作物の色彩はこげ茶色とする。</p> <p>②擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む。）又は自然石に模したブロック等を使用する。</p> <p>③道路設置に伴い排出される排水については、これが水域や土壌に影響を与えることがないように、適切に処理をすること。</p> |
| | 小樽定山溪線 | 定山溪と小樽市を結ぶ道路である。沿道の修景に配慮する。 |
| | 定山溪ダム線 | 定山溪と定山溪ダムを結ぶ道路である。定山溪ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。 |
| | 札幌中山峠線 | 札幌方面より定山溪を経て、洞爺湖、道南方面へ至る幹線道路である。薄別から中山峠の間は、広大な自然林の中を通過しており、沿道の森林植生の保護と展望駐車場の整備に留意する。また、この区間は急峻な地形の箇所があり、法面保護施設及び落石や雪崩の防止施設等整備に当たっては、自然環境との調和に配慮する。 |
| | 支笏湖南湖畔線 | 支笏湖を南岸沿いに周回し、洞爺湖方面に至る幹線道路である。路傍駐車場の展望地点については、関係機関との調整により展望確保の維持管理を行うとともに、解説標識等の充実を図る。 当該道路沿いは、カルデラ地形の支笏湖と周辺樹林との湖岸景 |

| | | |
|----------|---------|--|
| | | 観が優れた区間を通過しており、当該道路沿いの車窓景観の維持に努める。 |
| | 樽前山登山線 | 支笏湖南湖畔線から分岐し、樽前山七合目へ至る未改良の道路である。沿道の樹林の保護に配慮した対応をする。 |
| | 札幌支笏湖線 | 札幌方面より支笏湖方面へ至る幹線道路である。札幌からポロピナイ間は自転車道が整備されており、今後ポロピナイから支笏湖温泉間の自転車道整備について配慮する。 なお、この区間は湖に向かって急勾配であり、検討に当たっては十分な環境調査を実施する。 |
| | 支笏湖西湖畔線 | オコタンペ湖とオコタン、美笛を結ぶ道路である。 現在通行止の美笛、オコタン間の改良に当たっては、支笏湖への排水や地形改変等を環境影響調査により十分検討の上、再開の可能性を関係機関と共に検討する。 また、恵庭岳の西山麓部を通過する区間は、地形が急峻で長大法面が連続しているため、落石防護対策等が必要となる状況が想定されるが、その際には周辺環境との調和、湖沼や河川への土砂の流入等周辺生態系への影響に十分配慮した形での工法を取るものとする。 オコタンペ湖の展望台から湖方向については、樹木の生長により、展望が妨げられており、展望確保のあり方について、関係機関と検討する。 |
| | 丸駒温泉線 | 札幌支笏湖線のポロピナイより分岐し、丸駒温泉へ至る道路である。緑のトンネルとなっている現在の景観を維持するため、改良に当たっては、沿道の樹林の保護に配慮する。 |
| 2 道路(歩道) | 全域 | 標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。 |
| | 無意根山線 | 薄別より無意根山に至る登山歩道である。中腹の大蛇が原湿原や頂上下の稜線部等については、登山者の踏圧等により湿原や高山植物の消失、裸地化が進行しており、木道の設置等保護対策を図る。 |
| | 札幌岳線 | 札幌岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。 |
| | 豊平峡線 | 豊平峡入口の野営場から豊平峡沿いに豊平峡ダムへ至る探勝歩道であるが、現在は法面崩壊により通行不能となっている。今後の取扱いについて、関係機関と検討する。 |
| | 空沼岳線 | 空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため、利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。 |

| | 恵庭岳線 | ポロピナイから恵庭岳八合目へ至る登山歩道である。眺望の良さで知られている。登山口や登山歩道の整備（悪路部の改良、ササの刈り払い）等を図る。 | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|--|--|----------|---------|-----------|----|-----|---------|----|-----|
| | 苔の洞門線 | 樽前山麓の森林内を通り苔の洞門の入口に至る1 kmほどの歩道である。歩きながら学習ができるよう、解説看板等を適切に配置する。 | | | | | | | | | |
| | 丸駒温泉オコタン線 | オコタンと丸駒温泉を結ぶ探勝するための歩道として整備を検討する。 | | | | | | | | | |
| | 北海道自然歩道線 | 支笏湖温泉とモラップ間を結ぶ自然探勝歩道が整備されているが、平成16年以降の台風による風倒木、路体・法面崩壊等により、途中区間が閉鎖されている。利用性の高い歩道であり、歩道の再開について利用者の安全性や工法等を含め関係機関と検討する。 | | | | | | | | | |
| | 樽前山線 | 樽前山七合目から外輪山の稜線に至り、外輪山を一周する登山歩道である。晩春～秋までは七合目まで車で行くことができ、そこから山頂まで1時間足らずで到達可能ながら、活火山のダイナミックさや世界的にも珍しい溶岩円頂丘が見られるため、利用者が非常に多い。一方で地質的に脆いこともあり登山道の拡幅・崩壊等が確認されていること、イワブクロ（タルマイソウ）等豊富に見られる高山植物が踏み荒らされる等、過剰利用が懸念される。さらに、気軽に登れる、というイメージが先立ち、軽装・無理な行程での登山者も多い。 このような状況を踏まえ、今後関係各機関や有識者との調整の上、注意板等による登山口部分での必要な情報の提供、高山植物や登山道保全のためのロープ等を、周辺環境に配慮した上で設置する。 | | | | | | | | | |
| 3 宿舎 | 定山溪温泉 | ①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>建ぺい率 (%)</th> <th>容積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域商業地域</td> <td>80</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>60</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> (建ぺい率及び容積率は建築基準法による。) ②建築物の高さを平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面）から本屋60m以下とし、落ち着いた外観、意匠及び修景植栽等により、温泉地にふさわしい街並みづくりを図る。 ③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景景観上の違和感をなくすよう配慮する。 | | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) | 市街化区域商業地域 | 80 | 400 | 上記以外の地域 | 60 | 200 |
| | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) | | | | | | | | | |
| 市街化区域商業地域 | 80 | 400 | | | | | | | | | |
| 上記以外の地域 | 60 | 200 | | | | | | | | | |
| | 丸駒温泉 | 湖畔の一軒家の温泉宿舎にふさわしい雰囲気を持続する。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。 | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|-------|---|
| | オコタン | 支笏湖最奥の環境にふさわしい宿舎とする。 建築物の高さを13m以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。 |
| 4 園地 | 全域 | 転落や落石等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設の整備を図る。今後も適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。 |
| | 定山溪温泉 | 豊平川沿いに整備されている園地及び散策歩道である。沿道には自然林が残されており、市街化の進んだ当地区にあつては、貴重な緑地であるとともに、公園利用上も重要であるので、散策歩道等の整備を図る。 また、一部区間において、法面崩壊があり、十分な危険防止対策を講ずる。 |
| | 定山溪ダム | 定山溪ダムサイト直下に位置し、芝生園地、園路、休憩所等が整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 |
| | 豊平峡 | 豊平峡ダム湖の展望、休憩園地である。サインや案内板等の整備を進める。また、地域又は道内産植物による緑化や老朽化した施設の更新等に伴い、人工構造物がより周辺景観と調和するよう配慮する。建築物の高さは13m以下とする。 |
| | ポロピナイ | 支笏湖周辺では舟遊び等水辺利用が最も盛んな地区である。親水空間の維持・確保を行い、建築物の高さは現在の休憩舎の高さ程度に留める。 |
| 5 野営場 | 全域 | キャンプは自然とのふれあいを図るため、支笏湖地区で今後とも推進すべき公園利用方法の一つである。利用タイプ等各地区の野営場の特色を出すよう、施設の改善を図る。 また、排水処理施設についても留意する。 なお、野生動物の行動等に影響をおよぼすことがないようにゴミの取扱い等利用者のマナーについても普及啓発をしていく。 |
| | 豊平峡 | 豊平峡の入口に位置しており、家族利用を主体とした札幌市営の野営場である。周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場としての施設の整備を図る。 |
| | オコタン | 支笏湖の北西に位置する民営の野営場である。閑静で落ち着いた環境が人気であり、今後とも周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、老朽化した施設については更新等を検討する。 |
| | ポロピナイ | 支笏湖の北東に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、今後の取扱いについて関係機関と検討する。 |
| | 美笛 | 支笏湖の南西に位置する千歳市営のオートキャンプ形式の野営 |

| | | |
|--------|------------------------|---|
| | | 場で、家族利用が多い。美笛川周辺の良い自然環境の保全に配慮しつつ、川や周辺の森林での自然とのふれあいの場として、特に自然観察会等ソフト面での対応を検討していく。 |
| 6 避難小屋 | 樽前山七合目 | 車道の終点に当たる七合目に苫小牧市により整備されており、登山基地として重要な位置にある。 老朽化への対策とともに、発電機等に関し、環境配慮型への転換を検討する。 |
| 7 舟遊場 | 支笏湖・オコタン・丸駒温泉・美笛・ポロピナイ | 手こぎボート等の利用を主体とし、モーターボート利用については極力抑える。ボートの形状は極力単純で華美でないものとし、色彩は過度に派手なものは避けるよう努める。 建築物の高さを10m以下とする。 |
| 8 駐車場 | 苔の洞門 | 苔の洞門入口に位置する北海道整備の駐車場であり、今後とも適切に維持管理をしていく。 |

(2) 羊蹄山管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

| 行為の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|--------------------|----|---|
| 1 工作物 (1) 建築物 | 全域 | <p>倶知安町地内の私有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色とする。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>④修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |
| (2) 道路 | 全域 | <p>①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物による緑化を行う。</p> <p>④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |
| (3) 電柱 | | <p>①利用拠点及び利用動線周辺の既存電線路の新改増設については、原則として地下埋設とする。</p> <p>②電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合はこげ茶とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p> |
| (4) アンテナ送 受信用鉄塔 | | <p>①可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>②原則として公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則としてこげ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p> |
| (5) 治山及び砂 防施設 | | <p>①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自</p> |

| | | |
|-------------|----|--|
| | | <p>然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>②斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、地域又は道内産植物により緑化を行うよう努める。ただし、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置き換わるような緑化に努める。</p> |
| (6) その他の工作物 | 全域 | 色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。 |
| 2 木竹の伐採 | 全域 | 利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。 |
| 3 土石の採取 | 全域 | 建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。 |
| 4 広告物 | 全域 | <p>原則自然材料（木材又は石材）のものとし、表示面は材料素地（焼き上げも可）に白色又は黒色、またはその中間色の文字等とする。ただし、木材保護のために着色塗装する場合は、材料素地に近い仕上げとする。</p> <p>表示面においてやむを得ず木材・石材の使用が困難な場合については、地はこげ茶色とする。なお、関係行政機関が設置する案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りではない。</p> |

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号）第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

各事業において、建築物は前記 5、(2)、(ア)、1、(1) の①～④と同様とする。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 5、(2)、(ア)、1、(6) 及び5、(2)、(ア)、4と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。

イ 真狩口集団施設地区

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|---|
| 1 宿舍 | 当集団施設地区は羊蹄山地域の滞在型利用拠点であり、登山及び周辺の自然探勝の基地として村営の宿舍が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。 |
| 2 園地 | <p>真狩口の日帰り利用者等の自然探勝や野外レクリエーション、保健休養に資する拠点及び羊蹄山登山者のための基地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されている。</p> <p>また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後は、これらも合わせて羊蹄山地区での自然ふれあい活動の促進や羊蹄山登山の情報提供を充実するよう整備拡充を図る。なお、再整備に当たっては、羊蹄山の展望の妨げとなら</p> |

| | |
|-------|--|
| | ないよう配慮する。 |
| 3 野営場 | 登山者とキャンプそのものを楽しむ利用者のために広く利用されている。環境省により平成 19,20 年度に施設の充実とともに、新たに真狩登山センターを整備した。今後は登山者に対して適切な登山情報を発信するとともに、利用者に快適な利用環境を提供する。 |
| 4 運動場 | 真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート（3面）、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。 |

ウ 単独施設等

| 事業の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|----------|---------|---|
| 1 道路（車道） | 全域 | <p>取扱いについては、前記 5、(2)、(ア)、1、(2) ①～④と同様とし、下記①及び②を満たすものとする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置き換わり、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。</p> <p>①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。</p> <p>②擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。</p> |
| | 倶知安口線 | 半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後とも適切な維持補修を図る。 |
| | 真狩口線 | 羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため地域又は道内産樹木による植え替えに努める。 |
| 2 道路（歩道） | 全域 | 高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。標識類については老朽化しているものも目立つため、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。 |
| | 倶知安口登山線 | 羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上一周するコースは、転落の危険があり、危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備（取替えを含む。）を図る。 |
| | 喜茂別口登 | 頂上への最短ルートである。危険箇所への注意標識や迷いや |

| | | |
|--------|----------|--|
| | 山線 | すい地点での指導標等の整備を図る。 |
| | 京極口登山線 | 比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。 |
| | 北海道自然歩道線 | 真狩口から九合目の避難小屋に至るルートと倶知安口の半月湖を周回するコースである。八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険箇所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。半月湖の周回コースは利用状況に応じ、周囲の風致との調和を図りながら探勝するための歩道として整備充実を図る。 |
| | 真狩口見晴線 | 真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長2.5kmの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。 羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。 |
| 3 園地 | 半月湖 | 落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路(車道)から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅2m程の探勝するための歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。 |
| 4 野営場 | 半月湖 | 登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。 |
| 5 避難小屋 | 羊蹄山 | 北海道が昭和47年に九合目に設置し、年間一千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、経年の風雪による老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っていく。 |

(3) 洞爺湖管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「特定地域における特定行為の認定」による他、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

| 行為の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|-----------------------------|-----------|--|
| <p>1 工作物</p> <p>(1) 建築物</p> | <p>全域</p> | <p>洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線）の湖側（洞爺湖集団施設地区、財田集団施設地区及び洞爺地区の行為の許可基準の特例区域を除く。）及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。洞爺湖見晴線の湖側においては、洞爺湖の外輪山山稜線、中島及び湖面並びに月浦の田園地帯の展望の妨げとなる施設は原則認めない。ただし既に設置されている建築物については、この限りではない。</p> <p>なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いたある街並みづくりを図る。</p> <p>①屋根の形状</p> <p>原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、洞爺湖温泉東部地区、洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区、洞爺地区の行為の許可基準の特例区域内における10㎡程度以下の車庫、物置などを除く。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩</p> <p>原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>④修景緑化</p> <p>建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |
| <p>(2) 道路</p> | <p>全域</p> | <p>①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物等により緑化を行う。</p> <p>④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>⑤洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩</p> |

| | | |
|---------------------|----|---|
| | | 道の整備、修景緑化、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。 |
| (3) 電柱 | 全域 | <p>①原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺における既存電線路の新改増設などにおいては、原則として電線路の地下埋設化を進める。</p> <p>②公園利用施設から望見される場合、電柱の色彩はこげ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。</p> <p>③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。</p> |
| (4) アンテナ送受信用鉄塔 | 全域 | <p>①可能な限り既存鉄塔等に共架する。</p> <p>②主要展望地周辺等において、有珠山、昭和新山及び洞爺湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。</p> <p>③鉄塔の色彩は原則としてこげ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。</p> |
| (5) 河川、治山及び砂防施設 | 全域 | <p>①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> <p>②サクラマス等の魚類の遡上が見られる箇所にダム、床固工等を設置する場合は、魚道の設置を行う等必要な措置に努める。</p> <p>③斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、原則として地域又は道内産植物により緑化を行う。ただし、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化を行う。</p> |
| (6) その他の工作物 | 全域 | 色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。 |
| 2 木竹の伐採 | 全域 | 利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域については、風致への影響が少ない施業方法とする。 |
| 3 土石の採取 | 全域 | 建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。 |
| 4 広告物 (1) 営業用広告物 | 全域 | <p>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置箇所や要件については次のとおりとする。</p> <p>①設置箇所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>ウ 原則洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）から湖側の展望の妨げにならないようにする。ただし、</p> |

| | | |
|------------|----|--|
| | | <p>仮設の場合を除く。</p> <p>②要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、原則として行わない。</p> <p>イ 原則として自然材料（木材又は石材）を用い、自然と調和したデザインとする。</p> |
| (2) 公共的広告物 | 全域 | <p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>①設置箇所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については原則として自然材料（木材又は石材）を用いる。</p> |

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号）第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

各事業において、建築物は前記 5、(3)、(ア)、1、(1) の ①～④と同様とする（洞爺湖集団施設地区及びスキー場事業を除く）。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 5、(3)、(ア)、1、(6) 及び5、(3)、(ア)、4、(2) と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。

イ 集団施設地区

(1) 洞爺湖集団施設地区

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|---|
| 1 宿舍 | <p>洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間約74万人（平成19年）の宿泊利用者がいる。当地区は高層ホテルが建ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年での長期滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落ち着いた街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。</p> <p>建築物の高さは、最高36m以下、本屋の高さ（最上階の屋根の高さ）30m以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から5m以上離れていることとする。</p> <p>さらに、温暖化対策等についても、対応に努める。</p> <p>デザインや色彩は以下のとおりとする。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 2 園地 | <p>園路や芝生広場、公衆便所等が北海道と洞爺湖町により整備されている。</p> <p>湖畔の散策や風景観賞、休養利用のための園地として位置付けて、施設の整備を図る。さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>また、付帯施設については、温暖化対策等への対応に努める。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |
| 3 舟遊場 | <p>今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |
| 4 駐車場 | <p>洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |
| 5 給油施設 | <p>商標の掲出は必要最小限とする。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |
| 6 排水施設 | <p>洞爺湖の汚濁防止のために整備された洞爺湖温泉の公共下水道である。今後とも適切に施設の維持管理を継続していく。</p> |
| 7 自動車運送施設 | <p>洞爺湖温泉の中心部に位置し、各方面を結ぶ公共交通拠点となっている。施設の規模は現状規模に留める。</p> |
| 8 船舶運送施設 | <p>栈橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |
| 9 博物展示施設 | <p>洞爺湖地域の情報発信、自然学習のみならず、洞爺湖周辺地域エコミュージアムやジオパークの中核施設として、火山を中心とした総合的な活動拠点機能を充実する。また団体利用者や外国人利用者に対しても自然情報の提供など更に適切な対応に努める。</p> <p>温暖化対策等については、積極的に対応する。</p> <p>建築物のデザインや色彩については前記 5、(3)、(イ)、イ、(1)、1の①～④と同様とする。</p> |

(2) 財田集団施設地区

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|---|
| 1 野営場 | <p>環境省がフリーテントサイトを、洞爺湖町がオートキャンプサイトなどを整備した。多様なニーズに応え、快適な自然体験活動拠点として施設の充実を図る。施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。</p> <p>また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。</p> |

| | |
|----------|--|
| 2 博物展示施設 | <p>自然体験活動の拠点として環境省が整備した。関係団体等からなる協議会形式によって、洞爺湖博物展示施設と一体的に運営されている。周辺の自然環境を活用した体験活動のメニューの充実を図る。</p> <p>温暖化対策等については、積極的に対応する。</p> |
|----------|--|

(3) 昭和新山集団施設地区

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|----------|--|
| 1 園地 | <p>昭和新山の展望や探勝のための園地として、園路やトイレ等のほか、自然公園財団によるパークサービスセンターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。パークサービスセンターは昭和新山と有珠山の探勝拠点としての機能の充実を図り、洞爺湖ビジターセンターや周辺施設と連携した展示及び案内等を図ることを検討する。</p> |
| 2 駐車場 | <p>施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。</p> |
| 3 博物展示施設 | <p>昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。</p> |

ウ 単独施設等

| 事業の種類 | 地区 | 取扱方針 |
|----------|--------|--|
| 1 道路(車道) | 全域 | <p>取扱いについては、前記 5、(3)、(ア)、1、(2) ①～④と同様とし、下記①及び②を満たすものとする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置き換わり、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。</p> <p>①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。</p> <p>②擁壁等の工作物は自然石(化粧貼りを含む)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> |
| | 洞爺湖回遊線 | <p>湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行うものとするが、湖上から大規模法面が望見されないよう配慮すること。特に狭小で切り立った岩壁に沿った箇所、拡幅等が困難な場合には、代替ルートやトンネル化、交互通行路線等の措置を検討する。やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。</p> |
| | 洞爺湖見晴線 | <p>札幌、室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道や展望園地などの整備の充実を図る。</p> |

| | | |
|----------|----------|--|
| | 昭和新山線 | 昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。 |
| 2 道路(歩道) | 全域 | 標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。 有珠山周辺地域は、噴気や地熱現象等が見られることから、学識経験者の指導を得つつ、適切な措置を講じる。 |
| | 北海道自然歩道線 | 財田周辺及び洞爺湖畔から西山火口、有珠山へ至る路線で、部分的に洞爺湖町、伊達市、北海道、環境省が整備している。湖畔林や有珠山の噴火口とその遺構などが残されていることから、これらを自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。 四十三山展望台から湖及び有珠山方向については、樹木の成長により展望が妨げられており、展望の確保について関係機関と検討する。 |
| | 有珠山登山線 | 有珠山の山麓から火口原を観察する路線である。北麓の路線は北海道が事業執行を行った登山道があったが、昭和52年の有珠山噴火により事業廃止された。現在災害対策基本法により火口原の核心部は立入禁止措置がなされている。立入禁止になっていない南側外輪山上の一部区間は、伊達市が再整備しており、自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。 |
| | 中島周廻線 | 船着場からアカエゾマツの倒木まで後志森林管理署が整備している。今後とも中島の自然体験や環境学習のための歩道として、整備の充実を図る。 |
| 3 宿舎 | 壮瞥温泉 | 洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう努める。 高さは20m以下とし、壁面線は道道から20m以上後退する。 |
| | 月浦 | 家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは13m以下とし、壁面線は道道から20m以上後退する。 |
| 4 園地 | 月浦 | 月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。 |
| | 壮瞥温泉 | 壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数箇所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が北海道と壮瞥町により整備され、それぞれ利用度は高い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 |

| | | |
|----------|---------------------------|--|
| | 中島 | 休憩所等がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。 |
| | 洞爺 | 洞爺湖町洞爺町の集落地内に「水の駅」として休憩施設をはじめ浮見堂付近にかけて4箇所には公衆便所や駐車場等が整備されており、主に湖での水遊びやカヌー等に利用されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 |
| | 昭和新山山麓 | 芝生広場や園路などが北海道によって整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 |
| | 金比羅火口 | 洞爺湖温泉南側の金比羅災害遺構や金比羅火口を探勝する散策路が洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設、有珠山の展望施設などの充実を検討する。 |
| | 西山火口 | 西山山麓火口群を探勝するための園路、駐車場、トイレなどが洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設の充実を図る。 |
| 5 野営場 | 月浦 | オートキャンプ場として洞爺湖町により整備された。今後は修景緑化を十分に行うとともに、施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。 |
| | 滝之上 | 湖畔林内のキャンプ場として財団法人日本森林林業振興会により整備された。区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。 |
| | 仲洞爺 | 湖畔林内のキャンプ場として壮瞥町により整備された。利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。 |
| | 中島 | フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。 |
| 6 スキー場 | 月浦 | 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。 |
| 7 運動場 | 月浦 | 中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。 |
| 8 舟遊場 | 洞爺・ 壮瞥温泉・ 月浦・ 中島 | 今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。 |
| 9 索道運送施設 | 有珠山 | 有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎の |

| | | |
|-----------|----|---|
| | | 規模については、現状程度に留める。 |
| | 月浦 | 年間を通して洞爺湖外輪山に至る展望利用が図られ、冬季はスキー等にも利用されている。駅舎の規模については、現状程度に留める。 |
| 10 博物展示施設 | 中島 | 洞爺湖町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後は、現状の機能を維持しながら再整備を検討する。 |

(4) 登別管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

| 行為の種類 | 地区 | 取 扱 方 針 |
|------------------|----|--|
| 1 工作物 (1) 建築物 | 全域 | <p>登別集団施設地区を取り巻く森林や火山地帯(地獄谷特別保護地区及び第1種特別地域内)及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いた街並みづくりを図る。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、登別温泉地区の行為の許可基準の特例区域内における10㎡程度以下の車庫、物置などを除く。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>④修景緑化 建築物の周囲(特に道路側)には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> |
| (2) 道路 | 全域 | <p>①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。</p> <p>②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。</p> <p>③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物等による緑化を行う。</p> <p>④廃道敷地等については、原則として地域又は道内産樹木により修景緑化を行う。</p> <p>⑤登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、修景緑化等により落ち着いた美しい街並みの創出を図る。</p> |
| (3) 電柱 | 全域 | <p>①利用拠点及び主要利用動線周辺における既存電線路の新改増設については、原則として電線路の地下埋設化を進める。</p> <p>②電柱の色彩は、公園利用施設から望見される場合、こげ茶色</p> |

| | | |
|-----------------------------|----|--|
| | | とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。 ③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。 |
| (4) アンテナ送 受信用鉄塔 | 全域 | ①可能な限り既存鉄塔等に共架する。 ②主要展望地周辺等において、地獄谷、大湯沼、倶多楽湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。 ③鉄塔の色彩は原則としてこげ茶色とし、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。 |
| (5) 河川、治山 及び砂防施設 | 全域 | ①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 ②斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化については、原則として地域又は道内産植物により緑化を行う。ただし、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置き換わるような緑化を行う。 |
| (6) その他の 工作物 | 全域 | 色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。 |
| 2 木竹の伐採 | 全域 | 利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。 |
| 3 土石の採取 | 全域 | 建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。 |
| 4 広告物 (1) 営業用広告 物 | 全域 | 公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ 施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。 ウ 仮設を除き主要利用拠点から地獄谷や大湯沼、倶多楽湖の展望の著しい妨げになる箇所での新設を認めない。 ②要件 ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。 イ 特定の商品名やスポンサー名の掲示は、原則として行わない。 ウ 原則として自然材料(木材又は石材)を用い、自然と調和したデザインとする。 |

| | | |
|------------|----|--|
| (2) 公共的広告物 | 全域 | <p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>①設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については原則として自然材料（木材又は石材）を用いる。</p> |
|------------|----|--|

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号）第10によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア 共通事項

各事業において、建築物は前記 5、(4)、(ア)、1、(1) の ①～④と同様とする（登別集団施設地区及びスキー場事業を除く）。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 5、(4)、(ア)、1、(6) 及び 5、(4)、(ア)、4、(2) と同様とする。

宿舍事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。

イ 登別集団施設地区

| 事業の種類 | 取 扱 方 針 |
|-------|--|
| 1 宿舍 | <p>函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあつて、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。</p> <p>建築物の規模は、高さは最高40m以下、本屋の高さ（最上階の屋根の高さ）34m以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>デザインや色彩は以下のとおりとする。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。</p> <p>④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。</p> <p>なお、宿舍本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舍に付帯する浴場棟、従業員宿舍、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。</p> <p>(i) 主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道道）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。</p> <p>(ii) 比較的小規模なものであること。</p> <p>また、温暖化対策等についても、対応に努める。</p> |
| 2 園地 | <p>地獄谷の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場を北海道と登別市が、公衆便所を環境省が整備している。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。</p> <p>なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設の整備を図る。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p> <p>また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(4)、(イ)、イ、(1)、1の ①～④と同様とする。</p> |
| 3 駐車場 | <p>地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(4)、(イ)、イ、(1)、1の ①～④と同様とする。</p> |
| 4 給油施設 | <p>商標の掲出は必要最小限とする。</p> <p>付帯する建築物については前記 5、(4)、(イ)、イ、(1)、1の ①～④と同様とする。</p> |

ウ 単独施設等

| 事業の種類 | 地区 | 取扱方針 |
|----------|-----|---|
| 1 道路（車道） | 全域 | <p>取扱いについては、前記 5、(4)、(ア)、1、(2) ①～④と同様とするとともに、下記①及び②を満たすものとする。</p> <p>ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置き換わり、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。</p> <p>①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。</p> <p>②擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む）又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。</p> |
| | 白老線 | <p>北海道によって設置された白老町と伊達市大滝区を結ぶ路線で、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。</p> |

| | | |
|----------|------------|--|
| | 北湯沢蟠溪線 | 洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）工事が進んでいる。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。 |
| | 登別オロフレ線 | 洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の風致保持に努める。 |
| | 登別倶多楽湖線 | 登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。 |
| 2 道路（歩道） | 全域 | 標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上、適切な措置を講ずる。 |
| | オロフレ山線 | オロフレ峠から山頂へ至る登山道で、近年都市部からの利用者が増加している。整備に当たっては注意標識等の設置に努める。また登山道の一部に浸食が発生しているため、土留めの措置を検討する。 |
| 3 宿舎 | カルルス温泉 | 森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気損なわないよう、高さは20m以下とする。 |
| | 北湯沢温泉・蟠溪温泉 | 長流川の溪流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良されつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは20m以下とする。 |
| 4 園地 | 四方嶺 | 熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカーラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。 |
| | カルルス温泉 | 温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。 |
| | 倶多楽湖畔 | 倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場（園地）、駐車場、公衆便所等が整備されている。自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。 |
| | オロフレ峠 | 洞爺湖と登別の間位置する峠で、道道のバイパストンネルの完成後、休憩所は利用者が減少し撤去された。現在は北海道の展望園地として駐車場と公衆便所が整備されており、オロフレ山への登山拠点でもある。施設の一部は老朽化しているため利用動向をふまえて更新等の必要性を検討をする。今後とも適切に美化清掃を継続していく。 |

| | | |
|-----------|--------|--|
| | 大湯沼 | <p>大湯沼周辺の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や休憩所、駐車場、足湯広場などを登別市が整備している。自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。</p> <p>なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の危険の防止のための施設整備を図る。</p> |
| | 北湯沢温泉 | <p>鉄道跡地を利用した園地・散策路が整備され、温泉利用者に利用されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。</p> |
| 5 野営場 | カルルス温泉 | <p>地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。</p> |
| 6 スキー場 | カルルス温泉 | <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに早期の緑化を図る。</p> |
| 7 運動場 | カルルス温泉 | <p>テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、地域又は道内産樹木等により道路沿線の修景緑化に努める。</p> |
| 8 舟遊場 | 倶多楽湖 | <p>公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや棧橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。</p> |
| 9 駐車場 | カルルス温泉 | <p>施設の規模は現状程度に留め、適切に更新を図る。</p> |
| 10 索道運送施設 | 登別 | <p>登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の2路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度に留める。</p> |